

鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会運営要綱

鳥取県立境港総合技術高等学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会（以下「運営指導委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(調査審議する事項)

第2条 運営指導委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) とつとり農林水産人材育成システム推進事業（以下「県版S P H事業」という）に係る計画改善に関する事項。
- (2) 県版S P H事業における教育プログラムに関する事項。
- (3) 県版S P H事業の結果及び改善方策に関する事項。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、水産業分野の人材育成に関する事項。

(組織)

第3条 運営指導委員会は、10名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、県教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、県教育委員会が任命した日から当該年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 運営指導委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営指導委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 運営指導委員会は、校長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 運営指導委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

(庶務)

第7条 運営指導委員会の庶務は、境港総合技術高等学校において行う。

附 則

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。